

借上社宅制度

日光市外、栃木県外から入社を希望するタクシー・バス運転士の方に対して、当社が住居を家主から借上げ、一定の条件のもと社宅としてお貸しして、住居費用の一部を支援いたします。

下記連絡先まで、お気軽にお問い合わせください。

概 要

- ・入居資格
 - イ) 日光市外から入社を希望する、タクシー・バス運転士
 - ロ) 日光市外に住んでいて、日光市に移住するタクシー・バス運転士
- ・入居期限
 - 入居後10年
- ・入居者の範囲
 - 配偶者、子、本人及び配偶者の親
- ・連帯保証人
 - 1名
- ・使用料
 - 当社規定に基づき、賃貸料の一部を負担いただきます
- ・利用者の費用負担
 - 共益費、水光熱費等
- ・仲介料、敷金等
 - 会社負担

〒321-1413 栃木県日光市相生町 8-1
日光交通株式会社 管理部 採用担当
TEL : 0288-54-1154
MAIL : recruit@nikko-kotsu.co.jp